

手数料返戻金に関する規定

手数料返戻金に関する規定を以下のように定める。

紹介した人材が、専ら紹介した人材の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、採用日から 3 か月以内に限り、受領済紹介手数料を返戻するものとする。

但し、企業間合意において別途取決がなされた場合はこの限りではない。

採用日（入社日）	手数料返戻率
1 ヶ月	80%
2 ヶ月	50%
3 ヶ月	20%

許可番号 22-ユ-300736

事業所の名称及び所在地 株式会社さとやまワークス

静岡県沼津市東原 566-1